

## 宿泊者名簿の記載事項について

旅館業法において、営業者は宿泊者名簿を備えなければならないとされています。

広島市管内の旅館業施設においては、下記の内容をすべて含んだ宿泊者名簿にする必要があります。

〇〇〇ホテル		宿泊者名簿	
氏名	年齢	客室名	
住所		連絡先	
国籍及び旅券番号 根拠法令：旅館業法施行規則第4条の2			
前泊地	行先地		
根拠法令：広島市旅館業法施行条例施行規則			
到着日時	出発日時		

### 《宿泊者名簿の意義》

- ・感染症が発生し、又は感染症患者が宿泊した場合において、その感染経路を調査するため
- ・災害時の事故防止を図るため

- ・宿泊者名簿は3年間保存
- ・旅館業の施設又は営業者の事務所に備える



### 国籍及び旅券番号について

宿泊者が、日本国内に住所を有しない外国人である場合必要です。氏名及び旅券番号等を宿泊者名簿に記載する際には正確を期する必要があるため、旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存してください。